

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う契約締結期間の 特例的取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、契約・入札に係る手続きについては郵送によるものの増加が見込まれることから、当面の間、本市発注の契約の締結までの期間について、特例として以下の取扱いとします。

記

1. 適用対象契約

仙台市発注の契約で、契約書を作成し契約を行うもの

2. 契約締結期間に関する特例的取扱い内容

<通常取扱い>

落札通知から 5 営業日 以内

↓

<当面の特例的取扱い>

落札通知から 10 営業日 以内

(随意契約の場合は、見積合せ等終了後の決定連絡から 10 営業日以内)

3. 契約締結期間に関する特例的取扱いの適用期間

令和2年4月22日から当面の間

【お問合せ先】

財政局契約課

管理係 電話 022-214-8147

物品契約係 電話 022-214-8124

工事契約係 電話 022-214-8125